

## 平群ブランド認定基準

平群ブランドの認定は、自然・歴史・農産物・くらしなどの平群が持つすべての魅力において、認定対象となる地域資源にそれぞれ基準を設け、総合的に勘案して決定するものとする。

認定審査にあたっては、下記の審査基準を得点化した「認定評価リスト」に則して採点し、基準を満たしたものを平群ブランドとして認定する。

### 1. 特産品認定審査基準

#### (1) 認定の対象

本町で生産、製造、加工されたもの及び町内の生産物を材料として製造、加工されたものとする。

- ア 農産物・・・a.野菜類、果実類      b.花卉・花木類
- イ 加工品・・・野菜・果実等加工品、飲料、菓子類、料理など

#### (2) 審査項目

##### ア 農産物：a.野菜類、果実類

##### ①平群らしさ

- ・平群町の農地で生産されているか。
- ・地域の気候風土（自然の恵み等）を十分に活用して生産しているか。
- ・平群町民に支持されていて、反応が良好であるか。また、町外の人に自信を持って勧められるか。

##### ②独自性／創造性

- ・品質や味等の特性において、他の地域や他の生産者の製品との差別化が認められるか。
- ・パッケージや包装紙などがブランド認定にふさわしいか。
- ・魅力あるネーミング、デザイン性の高い出荷素材・パッケージ、レシピの提案等で流通や販売段階での優位性の確保に努めているか。

##### ③品質／安全性

- ・優れた生産技術や出荷規格に基づいて産品を厳選しているか。
- ・適切な生産環境の確保（土壌・用水等）及び収穫作業が行われているか。  
または、生産・出荷施設の衛生管理が適切に行われているか。
- ・環境に配慮した生産方式、取り組みを行っているか。  
（有機栽培、特別栽培、エコファーマー、自然素材の活用、生産素材・残渣・廃棄物等の適正処理、リサイクルや環境保全活動の取組等）
- ・品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っているか。

- ・消費者等に生産履歴等の情報を適正に開示・提供できる体制が整っているか。
  - ・生産方法等にこだわりや熱意を持って生産しているか。
  - ・信頼性の裏付けとなる客観的な事実（受賞歴や認定等）を有しているか。
  - ・申請品目に対する関連法令（農薬取締法、食品衛生法、JAS法など）を順守していること。
- \*上記の項目については書類審査を基本とするが、認定品目に対しては無作為に実地調査を行う。

#### ④市場性／将来性

- ・認定された場合の流通・販売計画を持っているか。  
（出荷販売、認定マークの小売段階までの表示方法等。）
- ・将来にわたり、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるか。またはそれを確保するための取り組みを行っているか。（後継者育成、原材料の安定調達・圃場整備等への取り組み等）
- ・都市住民や周辺住民にとって魅力ある要素を有しているか。また、ブランド認定することにより、本町の知名度向上及び誘客に効果が見込まれるか。

### ア 農産物：b.花卉・花木類

#### ①平群らしさ

- ・平群町の農地で生産されているか。
- ・地域の気候風土（自然の恵み等）を十分に活用して生産しているか。
- ・平群町民に支持されていて、反応が良好であるか。また、町外の人に自信を持って勧められるか。

#### ②独自性／創造性

- ・品質等の特性において、他の地域や他の生産者の製品との差別化が認められるか。
- ・パッケージや包装紙などがブランド認定にふさわしいか。
- ・魅力あるネーミング、デザイン性の高い出荷素材・パッケージ等で流通や販売段階での優位性の確保に努めているか。

#### ③品質

- ・優れた生産技術や出荷規格に基づいて産品を厳選しているか。
- ・適切な生産環境の確保（土壌・用水等）及び収穫作業が行われているか。  
または、生産・出荷施設の衛生管理が適切に行われているか。
- ・環境に配慮した生産方式、取り組みを行っているか。  
（有機栽培、特別栽培、エコファーマー、自然素材の活用、生産素材・残渣・廃棄物等の適正処理、リサイクルや環境保全活動の取組等）
- ・品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っているか。

- ・茎や葉に虫食いや病気等が無く、商品性・鑑賞性の高い生産物かどうか。
  - ・生産方法等にこだわりや熱意を持って生産しているか。
  - ・信頼性の裏付けとなる客観的な事実（受賞歴や認定等）を有しているか。
- \*上記の項目については書類審査を基本とするが、認定品目に対しては無作為に実地調査を行う。

#### ④市場性／将来性

- ・認定された場合の流通・販売計画を持っているか。  
(出荷販売、認定マークの小売段階までの表示方法等。)
- ・将来にわたり、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるか。またはそれを確保するための取り組みを行っているか。(後継者育成、原材料の安定調達・圃場整備等への取り組み等)
- ・都市住民や周辺住民にとって魅力ある要素を有しているか。また、ブランド認定することにより、本町の知名度向上及び誘客に効果が見込まれるか。

### イ 加工品：野菜・果実等加工品、飲料、菓子類、料理など

#### ①平群らしさ

- ・平群町で製造、加工されている。または、原材料として平群町内で生産された素材を活用しているか。
- ・地域の気候風土（自然の恵み等）を十分に活用して生産しているか。
- ・平群町民に支持されていて、反応が良好であるか。また、町外の人に自信を持って勧められるか。

#### ②独自性／創造性

- ・品質や味等の特性において、他の地域や他の生産者の製品との差別化が認められるか。
- ・パッケージや包装紙などがブランド認定にふさわしいか。
- ・魅力あるネーミング、デザイン性の高い出荷素材・パッケージ、レシピの提案等で流通や販売段階での優位性の確保に努めているか。

#### ③品質／安全性

- ・優れた生産技術や出荷規格に基づいて産品を厳選しているか。
- ・または、生産・出荷施設の衛生管理が適切に行われているか。
- ・環境に配慮した生産方式、取り組みを行っているか。  
(有機栽培、特別栽培、エコファーマー、自然素材の活用、生産素材・残渣・廃棄物等の適正処理、リサイクルや環境保全活動の取組等)
- ・品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っているか。
- ・消費者等に生産履歴等の情報を適正に開示・提供できる体制が整っているか。
- ・生産方法等にこだわりや熱意を持って生産しているか。

- ・信頼性の裏付けとなる客観的な事実（受賞歴や認定等）を有しているか。
  - ・安全性の高い食材・原材料を使用しており、栄養バランス、カロリーなどが考慮されているか。
  - ・申請品目に対する関連法令（農薬取締法、食品衛生法、JAS法など）を順守していること。
- \*上記の項目については書類審査を基本とするが、認定品目に対しては無作為に実地調査を行う。

#### ④市場性／将来性

- ・認定された場合の流通・販売計画を持っているか。  
（出荷販売、認定マークの小売段階までの表示方法等。）
- ・将来にわたり、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるか。またはそれを確保するための取り組みを行っているか。（後継者育成、原材料の安定調達・圃場整備等への取り組み等）
- ・都市住民や周辺住民にとって魅力ある要素を有しているか。また、ブランド認定することにより、本町の知名度向上及び誘客に効果が見込まれるか。

## 2. 文化財等地域資源認定審査基準

### (1) 認定の対象

本町に存する又は伝承されている文化財等地域資源とする。

- ア 歴 史・・・有形文化財、無形文化財、史跡・遺跡など
- イ 自 然・・・自然景観、文化的景観など
- ウ く ら し・・・平群町のPRや活性化に繋がるイベント・取組など

### (2) 審査項目

#### ①平群らしさ

- ・平群ならではの自然、歴史、伝統、文化等に根ざした話題性や物語性を有しているか。
- ・町民共通の資産として、現在及び将来にわたってその恵沢を享受できるよう、継続的にその整備及び保全が図られているか（行政だけでなく、町民や事業者が整備保全に関わっているか）。
- ・他の資源と地理的に隣接性があり、点ではなく線又は面での観光ルートや観光エリアに取り込むことができるか。
- ・独自性や希少性が認められるか。

#### ②信頼性／普遍性

- ・誰もが立ち入ることができ、五感を通してその魅力を感じられるか。
- ・町民や利用者の満足度が高いか。
- ・保存が適切に行われており、一般に公開されているモノであるか。また、そのことに

継続性があるか。(公開回数が年2回以上あるか、3年以上継続して行われているか等)

③将来性／話題性

- ・観光資源として、都市住民や周辺住民にとって魅力ある要素を有しているか。  
また、ブランド認定することにより、誘客効果や平群町の認知度・イメージの向上が見込まれるか。
- ・写真映えするか。(ポスターやリーフレット等にしても、十分に魅力が伝わるか。)

申請要件

品目	申請要件
いちご(奈良県のオリジナル品種)	等級：秀 階級：3L以上 形状：正常果
ぶどう(デラウェア)	等級：秀 階級：2L以上(150g以上) 形状：粒揃い
バラ	等級：秀 階級：70cm以上 切り前：5分咲き以上